



ハンセン病問題に関心と取り組みを



「ハンセン病回復者とお友だちになろう」と、「架け橋 長島・奈良を結ぶ会」を発足させてから今年で45年目を迎えている。

この人間の尊厳を蹂躪してきたハンセン病問題の解決の取り組みは憲法を生かす取り組みだといえる努力をしてきたが、この問題の責任と解決の責務、行政の怠慢と市民・国民の関心の低さを今も特に思う。メディアが少し報道をしてくれるようになったが。

なぜ低関心・無関心なのか？ 私たちの仕事や暮らしの中でハンセン病回復者と出会わないからだ。なぜか？ 国策として「らい予防法」などの法律により患者を強制隔離、絶対隔離をしてきたからだ。入所規定があっても退所規定はなかった。子孫をつくらせなかった、死んでも故郷に帰れず、療養所に、納骨堂がある。わたしたちの周りで出会っていたかもしれないが、ハンセン病患者・回復者であつてもわかれば、酷い差別を受けるから、それを隠して生きてきた人がほとんど（前回202

0年2月号「灯台」記載）。だから、話題にすらならなかった。

過酷な差別に抗して回復者は、家族は、人間の尊厳を取り戻す闘いを続け国に国賠訴訟に立ち上がった。2001年の当事者への判決、2019年の家族への判決で「勝利」をした。憲法違反と断じた。政府行政の責任と責務を明確にした。

しかし行政の動きは鈍い。なぜか？ 出会わなかった市民・国民の関心が低く、政府・自治体に追及をし働きかける力が弱いからだ。狭山事件に似た菊池事件（共に冤罪）の再審の運動が始まっている。これも知らぬか関心が低い。この差別に加担してきた市民・国民の自覚と課題を自分たちのものにするべきだ。何もしないことは差別を温存する。

憲法を生かす『週刊新社会』や『月刊まなぶ』にも奈良から以外の原稿記事はほとんど載らない。「ハンセン病問題を学ぶ」「差別をなくす取り組み」を共に高めようではないか。

情報交換・意見交流をしましょう。連絡ください。

労働大学企画編集委員 稲葉 耕一